



## 日本科学振興協会(JAAS)政治活動禁止規程

### (目的)

第1条 本規程は、日本科学振興協会(以下、「本法人」といいます。)において、特定非営利活動促進法第45条第4項で禁止されている政治活動について、周知徹底をはかることを目的としています。

### (定義)

第2条 本規程において、政治活動とは以下の活動を指します。

- (1) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- (2) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

### (禁止行為)

第3条 本法人では、政治活動を行うことはできません。本法人の名称を用いて政治活動を行う場合も同様とします。

### (告発窓口)

- 第4条 本法人で行われる特定の活動が政治活動に該当する場合、会員であるか否かにかかわらず誰でもその旨を理事会に通報することができます。
- 2 理事会は、前項の通報を受け付ける通報窓口を設置します。
  - 3 通報者は、当該活動が政治活動に該当することを客観的な根拠を示し、証明しなければなりません。
  - 4 理事会での審議によって、当該活動が政治活動に該当すると判断された場合、活動を継続することはできません。ただし、この決定を行うにあたり、理事会は、当該活動の責任者に対して抗弁の機会を与えなければなりません。

### (政治活動に該当しない活動)

第5条 本法人の活動として以下の活動を行っても、それは政治活動には該当しません。

- (1) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党と、研究会、勉強会、その他の会合を持つこと。
- (2) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者を講演者または登壇者として本法人のイベント等に招聘すること。



- (3) 特定の政策課題についての政策提言や検討・分析した報告書を政策担当者(特定の公職の候補者若しくは公職にある者を含む)に提出すること。
- (4) 前号の内容の啓発および認知度の向上を目的とした活動(アドボカシー活動を含む)。
- (5) 政治および政治現象についての研究活動。
- 2 前項第1号から第3号のいずれかに該当する活動を行う場合、活動の責任者は、事前に理事会の承認を得る必要があります。
- 3 会合や招聘に際しては、複数の候補者または公職にある者を招待、招聘するなど、政党や政治的立場の多様性、バランスに留意しなければなりません。
- 4 政策提言を公職の候補者に提出する場合、提出先が特定の政党や政治的立場に偏らないように留意しなければなりません。
- 5 政治活動に該当しない活動を政治活動として告発したり、糾弾または誹謗中傷することは許されません。本法人の理念、「学問の自由」等の諸原則を重視し、互いの活動を尊重しあうように心がけてください。

(個人活動への不適用)

第6条 本規程は、会員個人が本法人の活動としてではなく、個人的活動として政治活動を行うことを禁止または制限するものではありません。また、会員が個人的な活動として政治活動を行っていたとしても、そのことが本法人の活動において不利に働くことはありません。

(その他)

第7条 本法人は、政治活動を趣旨とする個人または団体からの寄付は受け付けません。また、本法人が当該個人または団体へ人的・金銭的支援をすることもありません。

- 2 第5条第1項第1号の会合が飲食を伴う場合、そのコストは社会通念上許容される範囲内に限定し、利益供与や利益授受を疑われるような行為は厳に慎むものとします。

(本規程の改廃)

第8条 本規程は、理事会の決議に基づいて改廃することができます。

附則 本規程は2022年6月9日から施行します。